

函 土 公 管

令和6年(2024年)6月24日

経済建設常任委員会委員 各位

土 木 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記資料を別添のとおり配付いたします。

記

1 配付資料

「公の施設の無料利用者証交付申請書」の紛失について

(土木部公園河川管理課 TEL 21-3432)

「公の施設の無料利用者証交付申請書」の紛失について

1 概要

函館市熱帯植物園において、指定管理者である特定非営利活動法人函館エコロジークラブから、令和6年6月16日（日）に市内在住の利用者から受理した「公の施設の無料利用者証交付申請書」1件を翌日6月17日（月）に整理していた際、事務所のドアを開けたときに入ってきた強い風により、当該申請書が事務所外部に飛ばされ、その後、園内や周辺一帯を隈なく搜索したが発見できず、紛失したとして、同日報告があった。

当該利用者に対しては、6月18日（火）に指定管理者の職員が電話で事情を説明し、6月22日（土）に自宅を訪問して謝罪した。

なお、紛失した申請書には、申請者の住所、氏名、生年月日、申請の理由（障害者または高齢者（65歳以上）のいずれかにチェックをする欄）および連絡先の電話番号といった個人情報が記載されているが、現時点において、当該申請書の紛失による被害および第三者からの通報は確認されていない。

2 原因

当該申請書を紛失したときには、ファイル等に綴じられていない状態で作業が行われており、個人情報が記載された書類の管理方法として不適切であったことが原因と考えられる。

3 今後の対応および再発防止策

指定管理者に対し、個人情報が記載された書類を扱う際の管理方法や作業環境等の見直しを行うよう指示するとともに、個人情報の保護の重要性を十分に認識し、適切な管理を徹底するよう改めて指導を行い、再発防止に努める。